平成十五年

十月二十八日

火

号外第六十四号

日

曜

平成十五年十月二十八日

山梨県選挙管理委員会

長 石 澤

道

夫

第山 三梨 区県	第山二梨区県	第山 一梨 区県	f	3選 学区
八六一番地 北都留郡上野	八号市北新二	九〇五番地の南巨摩郡増穂	住	選
原町棡原	一丁目三番	二町青柳町	所	挙
山口	神宮寺英雄	石澤	氏名	長
創生	雄	道夫	П	
一一四四番: 東八代郡石:	号府市南口町六番	四番一二号 15	住	職
地和 の町 二川	判 六 ※	二号号二丁目	所	務
中島	<u>#</u> _	自	771	代理
古屋	上野	今 村	氏	者
明	健	修	名	

最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時......

道

夫

修		村	今	目	見 丁	四番一二号目甲府市富士見	夫	治	海	新	目七番	央 〒	一甲 五府 号市 中
	名	氏			所	住		名	氏		所		住
	者		理	代	務	職		長		会	分	学	選

選挙管理委員会

場所及び日時(三件)衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所 (三件).... 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額

Ξ

場所及び日時衆議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき

兀

兀

山梨県選挙管理委員会告示第八十七号

平成十五年十一月九日執行の最高裁判所裁判官国民審査の山梨県における審査分会長

山梨県選挙管理委員会告示第八十五号

Щ

梨 県

公

報 号

外

第六十四号

平成十五年十月二十八日

の選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。 平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の山梨県における各選挙区

及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。 平成十五年十月二十八日

山梨県選挙管理委員会 員 長 石 澤 道 夫

住	審
所	查
氏名	会長
住	職
所	務代
氏名	理者

山梨県選挙管理委員会告示第八十六号

長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。 平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表選出議員選挙の山梨県における選挙分会

平成十五年十月二十八日

行う日時及び場所衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを

行う日時及び場所衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを

を行う日時及び場所衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の放送の順序を定めるくじ。

衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時..... 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時...... 衆議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長及びその職務を代理すべき者..... 衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙長及びその職務を代理すべき者.....

選挙管理委員会

目

次

最高裁判所裁判官国民審査の審査分会長及びその職務を代理すべき者......

掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称及び略称等の

ることができる日衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示す

山梨県選挙管理委員会

長 石 澤

中央	ц	選
Ŧ	所	挙
目七番		分
新		会
海	氏	
治	名	長
夫		
四番一二号士	住	職
見一丁目	所	務
=		代
今		理
村	氏	者
	名	13
l. Arr		

Щ

九〇五番地の二南巨摩郡増穂町青柳町 石 澤 道 夫 号府市南口町六番一一 上 野 健

山梨県選挙管理委員会告示第八十八号

の選挙会の場所及び日時は、 平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の山梨県における各選挙区 次のとおりである。

平成十五年十月二十八日

山梨県選挙管理委員会

員 長 石 澤 道

夫

ılı	ılı	ılı	
梨県第二	山梨県第	山梨県第	選挙区
岩 区	光 区	万 区	名
山梨県庁田府市丸の内一丁目六番一号	山梨県庁田府市丸の内一丁目六番一号	山梨県庁田府市丸の内一丁目六番一号	場
[六番一号	[六番一号	[六番一号	所
午前十時十分平成十五年十一月十一	午前九時五十分平成十五年十一月十一	午前九時三十分平成十五年十一月十一	日時
日	日	日	

山梨県選挙管理委員会告示第八十九号

の場所及び日時は、次のとおりである。 平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表選出議員選挙の山梨県における選挙分会

平成十五年十月二十八日

山梨県選挙管理委員会

員 長 石 澤 道

夫

=

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

= 日 場 時 所 平成十五年十一月十一日 午前十時三十分

山梨県選挙管理委員会告示第九十号

場所及び日時は、次のとおりである。 平成十五年十一月九日執行の最高裁判所裁判官国民審査の山梨県における審査分会の

平成十五年十月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委 員 長 石 澤

道

夫

日 場 時 所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

平成十五年十一月十一日 午前十時五十分

山梨県選挙管理委員会告示第九十一号

とおりである。 項の規定により、 ζ 平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送につい 政見放送及び経歴放送実施規程 (平成六年自治省告示第百六十五号) 第十四条第一 山梨県における放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次の

平成十五年十月二十八日

山梨県選挙管理委員会

員 툱 石 澤 道

夫

時 平成十五年十月二十八日 午後五時三十分

日

= 場 所 甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県庁本館四階会議室

山梨県選挙管理委員会告示第九十二号

の発行について、公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第百六十九条第五項の規定に より、その掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、 平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の山梨県における選挙公報 次のとおりである。

平成十五年十月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委 員 長 石 澤 道 夫

場 日 所 時 平成十五年十月二十八日 午後六時

甲府市丸の内一丁目六番一 号

山梨県庁本館四階会議室

山梨県選挙管理委員会告示第九十三号

より、その掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、 の発行について、公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第百六十九条第五項の規定に 平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表選出議員選挙の山梨県における選挙公報 次のとおりである。

山梨県選挙管理委員会

平成十五年十月二十八日

員 石 澤 道 夫

日 時 平成十五年十月三十一日 午後五時三十分

場 所 甲府市丸の内一丁目六番一 号

山梨県庁本館四階会議室

山梨県選挙管理委員会告示第九十四号

ıλ において、公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号)第百四十四条の二第五項の規定によ 平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における山梨県の各選挙区 公職の候補者がポスターを掲示することができる日は、 次のとおりである。

平成十五年十月二十八日

山梨県選挙管理委員会

石 澤 道 夫

ポスターを掲示することができる日 平成十五年十月二十八日

山梨県選挙管理委員会告示第九十五号

とおりである。 及び当選人となるべき順位の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次の 当な箇所における衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名 場所における衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに投票所内のその他の適 和二十五年法律第百号)第百七十五条第三項の規定による投票所内の投票の記載をする 平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法 (昭

平成十五年十月二十八日

山梨県選挙管理委員会

員 長 石 澤 道

夫

場 日 所 時 平成十五年十月二十八日 午後六時三十分

甲府市丸の内一丁目六番 号

山梨県庁本館四階会議室

山梨県選挙管理委員会告示第九十六号

者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、 二十五年法律第百号)第百九十四条第一項の規定による山梨県における各選挙区の候補 平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法(昭和 次のとおりである。

平成十五年十月二十八日

山梨県選挙管理委員会

石 澤 道

夫

山梨県第一区 一千二百四十三万四百円

Щ

梨 県

公 報

> 号 外

第六十四号

平成十五年十月二十八日

山梨県第三区 一千二百六十七万二百円

|千二百七十七万九千四百円

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第一区選挙長告示第一号

挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。 平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における山梨県第一区の選

平成十五年十月二十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第一 X

石 澤 道

夫

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県選挙管理委員会事務室

内一丁目九番十一号 (ただし、平成十五年十月二十八日、午前八時三十分から正午までに限り、 山梨県県民会館六階会議室とする。) 甲府市丸

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第二区選挙長告示第一号

挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。 平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における山梨県第二区の選

平成十五年十月二十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第二区

選

宮

寺

英

雄

甲府市丸の内一丁目六番一号 (ただし、平成十五年十月二十八日、午前八時三十分から正午までに限り、甲府市丸 山梨県選挙管理委員会事務室

の内一丁目九番十一号 山梨県県民会館六階会議室とする。)

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第三区選挙長告示第一号

挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。 平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における山梨県第三区の選

平成十五年十月二十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第三区

選 創

生

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県選挙管理委員会事務室

(ただし、平成十五年十月二十八日、午前八時三十分から正午までに限り、甲府市丸

内一丁目九番十一号 山梨県県民会館四階会議室とする。)

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第一区選挙長告示第二号

Ιţ 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二条第 | 「項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時 平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の山梨県第一区において、 次のとおりである。

平成十五年十月二十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第一区

長 石 澤

道

夫

場 所 甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県庁本館四階会議室

時 平成十五年十一月六日 午後五時三十分

日

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第二区選挙長告示第二号

Ιţ 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二条第 平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の山梨県第二区において、 次のとおりである。 第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時

平成十五年十月二十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第二区

選 長 神 宮 寺 英 雄

甲府市丸の内一丁目六番一号

場

所

山梨県庁本館四階会議室

日 時 平成十五年十一月六日 午後六時

=

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第三区選挙長告示第二号

公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二条第 |項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時 平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の山梨県第三区において、 次のとおりである

平成十五年十月二十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第三区

選 挙 長 Щ 創 生

場 所 甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県庁本館四階会議室

日 時 平成十五年十一月六日 午後六時三十分

発行者 Щ 梨 県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 ㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番

衆議院比例代表選出議員選挙山梨県選挙分会長告示第一号

所及び日時は、次のとおりである。 び第五項の規定により山梨県における選挙分会の選挙立会人を定めるくじを行うべき場 和二十五年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及 平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法 (昭

平成十五年十月二十八日

衆議院比例代表選出議員選挙

山梨県選挙分会長 新 海 治

夫

場 所 甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県庁本館四階会議室

日 時 平成十五年十一月六日 午後七時

=

四